

平成31年度

福祉用具専門相談員 指定講習会実施概要



社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

平成31年度福祉用具専門相談員指定講習会 実施要綱

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会では、石川県知事の指定を受け、「福祉用具専門相談員指定講習会」を開催します。

この講習会では、介護保険法において指定されている福祉用具貸与等事業所（福祉機器の貸与・販売店）などにおいて、福祉機器の選び方や使い方などに適切な助言ができる人材を育成することを目的としています。

開催期日	平成31年4月6・13・20日、5月11・18・25日、6月8・15日 (8日間、全て土曜日)
会場	金沢福祉用具情報プラザ (TEL: 076-234-9900) 〒920-0853 石川県金沢市本町1-10-1 ルキーナ金沢1・2階
定員	30名 (先着順)
対象	全ての講義を受講できる方。
受講料	40,000円 ・一旦納められた受講料の返還はいたしません ・福祉用具専門相談員研修用テキスト (発行: 株式会社日本医療企画、価格: 3,024円) をお持ちでない方は、別途テキスト代金が必要となります。 ・期間中の昼食代、会場までの受講者の交通費及び宿泊費は含まれません。
修了証書等の交付	所定の講習を修了された受講者には、「修了証書」および「修了証明書」(携帯用)を交付します。
申込方法	(1) 別紙「福祉用具専門相談員指定講習会申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申し込みください。 ・FAX番号: 076-234-2300 ・郵送先: 上記会場住所 (福祉用具専門相談員指定講習会担当宛) ※申し込みをされた方の個人情報は、金沢市社会福祉協議会にて管理します。 ご本人の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。 (2) 申込書1枚につき1名の申し込みです。会社等で複数名分の申し込みをする場合は、受講希望者1名につき申込書1枚で申し込んでください。 (3) 受講の可否は平成31年3月8日(金)以降に通知いたします。
申込期間	平成31年2月1日(金)～2月28日(木) ※当日消印有効

平成31年度 福祉用具専門相談員指定講習会 カリキュラム

日程	時間	教科名	担当講師
4月6日 (土)	9:30~9:55	オリエンテーション	事務局
	10:00~12:00	福祉用具の役割 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	社団法人日本福祉用具供給協会 山森 一 氏
	13:00~15:00	福祉用具の供給の仕組み	社団法人日本福祉用具供給協会 山森 一 氏
	15:10~18:10	からだところの理解(2) 高齢者等の心身	なないろ訪問看護ステーション 理学療法士 神野 俊介 氏
4月13日 (土)	9:30~11:30	介護技術(1) 食事・更衣・整容・入浴	社会福祉法人陽風園 介護福祉士 谷川 綾 氏
	12:30~14:30	介護技術(2) 排泄・移動・移乗	社会福祉法人陽風園 介護福祉士 茜 麻里 氏
	14:40~16:40	福祉用具の特徴と活用 「移乗」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 介護支援専門員 武藤 展生
4月20日 (土)	9:30~11:30	高齢者の日常生活の理解	医療法人社団千木福久会 介護福祉士 石原 俊彦 氏
	12:30~15:30	からだところの理解(1) 認知症の理解と対応	医療法人社団千木福久会 介護福祉士 石原 俊彦 氏
	15:40~17:40	介護サービスにおける視点	社会福祉法人陽風園 介護支援専門員 大崎 善則 氏
5月11日 (土)	9:30~11:30	リハビリテーション	作業療法士 本田 優介 氏
	12:30~14:30	福祉用具の特徴と活用 「入浴」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 社会福祉士 松井 佑介
	14:40~16:40	福祉用具の特徴と活用 「移動(2)」	医療法人社団光仁会 木島病院 作業療法士 桂 靖典 氏
5月18日 (土)	9:30~11:30	福祉用具の特徴と活用 「食事・更衣・整容」	石川県リハビリテーションセンター 作業療法士 長原 美穂 氏
	12:30~14:30	福祉用具の特徴と活用 「排泄」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 社会福祉士 永岡 和徳
	14:40~16:40	福祉用具の特徴と活用 「移動(1)」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 作業療法士 城野 友哉
5月25日 (土)	9:30~11:30	住環境と住宅改修	NPO 法人パリアリ-総合研究所 島田 哲明 氏
	12:30~14:30	福祉用具の特徴と活用 「コミュニケーション」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 作業療法士 城野 友哉
	14:40~16:40	介護保険制度等の考え方と仕組み	金沢市地域包括支援センターかすが 社会福祉士 橋 典孝 氏
6月8日 (土)	9:30~11:30	福祉用具の特徴と活用 「ベッド周辺」	社団法人日本福祉用具供給協会 山森 一 氏
	12:30~17:30	福祉用具貸与計画等の意義と活用	社団法人日本福祉用具供給協会 森 公人 氏
6月15日 (土)	9:30~12:30	福祉用具による支援の手順と 福祉用具貸与計画等の作成	社団法人日本福祉用具供給協会 森 公人 氏
	13:30~15:30		
	15:40~15:50	オリエンテーション	事務局
	15:50~16:50	修了認定試験	事務局

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

最終改正：平成30年3月22日厚生労働省令第30号

(平成11年3月31日厚生省令第37号)

第13章 福祉用具貸与

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第194条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準第282条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)
- 三 指定特定福祉用具販売事業者 第208条第1項

※介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号) 「第4条第1項」

(福祉用具の貸与の方法等)

第4条 法第8条第12項若しくは第13項又は法第8条の二第10項若しくは第11項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者(法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。)又は居宅要支援者(法第8条の二第2項に規定する居宅要支援者をいう。)が福祉用具(法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。)を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。)から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

- 一 保健師
- 二 看護師
- 三 准看護師
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 社会福祉士
- 七 介護福祉士
- 八 義肢装具士
- 九 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの(以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。)により行われる当該講習(以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。)の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者



交通のご案内

- JR金沢駅東口より徒歩約4分
 - 北鉄バスリフアーレ前バス停より徒歩1分
- ※駐車場はございませんので、車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用ください。

お問い合わせ先

金沢福祉用具情報プラザ

金沢市本町1-10-1

TEL: 076 (234) 9900、FAX: 076 (234) 2300

開館時間: 10:00~19:00 休館日: 火曜日

